

湧別町空き家除却支援事業補助金

町民の安心、安全な生活環境を保全するとともに除却後の土地の有効利用の推進を図るため、将来的に周辺環境へ悪影響を及ぼすおそれのある空き家等の除却を支援します。

1. 申請期間

令和6年4月1日(月) から 5月31日(金) まで

※予算額を超える申請があった場合には、選考を行い交付する方を決定します。
(先着順ではありません。)

※申請期間後の申請受付の再開については、町公式ホームページでお知らせします。

2. 補助率と補助金額

区分	個人		法人	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
不良住宅除却	4/5	100万円	1/2	100万円
跡地活用型除却	4/5	100万円	1/2	100万円
不用空き家除却	1/2	50万円	1/4	30万円

※補助金の対象経費は、建物の解体、処分、整地費等、除却に必要な経費としますが、建物内や敷地内の残置物の除去、アスベスト調査費、消費税は含まれません。

3. 補助の対象となる事業

補助の対象になる事業の種類は次のとおりです。

(1) 不良住宅除却

住宅地区改良法施行規則に基づき不良度を評定し、不良住宅と認められる空き家とその附属物の除却

…不良住宅とは、施行規則別表第一の評点が100以上となる建物（住宅土地改良法）

(2) 跡地活用空き家除却

空き家等の除却後の跡地が活用できるもので、地域活性化のために計画的に利用され所定の要件を満たす空き家とその附属物の除却

…所定の要件とは、次の全てを満たす必要があります。

- ① 補助金の交付決定日から事業の完了日までの間に跡地を自治会、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は町に貸与すること。
- ② 自治会等への貸与期間は3年以上とすること。
- ③ 事業の完了から1年以内に地域活性化のために活用を開始すること。
- ④ 通算で1年以上、地域活性化のための活用を行うこと。

(3) 不用空き家除却

上記の「不良住宅除却」と「跡地活用空き家除却」のどちらにも該当しない空き家とその附属物の除却

4. 補助の対象となる空き家

次の要件すべてに該当する建物が対象となります。

- (1) 湧別町内に所在している居住用に使用されていた一戸建て住宅
- (2) 今後1年以上使用されない（見込を含む。）建物
- (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていない建物
- (4) 所有権以外の権利が設定されていない（権利者から除却の同意を得ている）建物

※町の持家住宅奨励補助金を受けた住宅に居住している方が直近に住んでいた建物は対象になりません。

5. 補助の対象となる工事

次の要件すべてに該当する工事が対象になります。

- (1) 町内の解体工事業者が施工する工事
- (2) 空き家のある一団の土地を更地にする工事

※所有者等が住宅を建築するための除却工事は対象になりません。

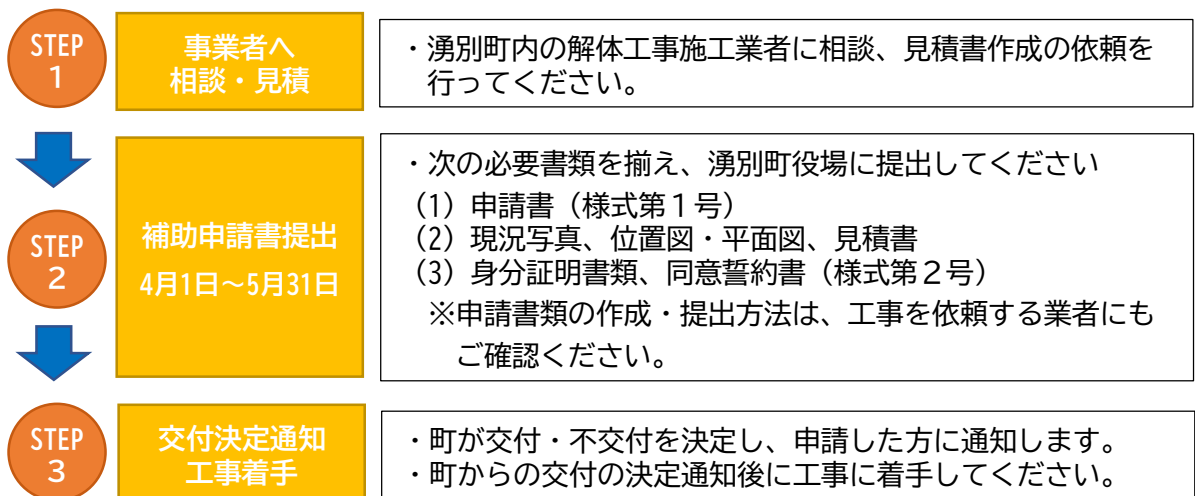
6. 補助の対象となる方

次の要件すべてに該当する方が対象になります。

- (1) 除却しようとする空き家の所有者等（個人、法人は問いません。）
- (2) 跡地を適切に管理し、有効に活用できる方（借地の場合は関係ありません。）
- (3) 町税や町へ納付する使用料等に滞納がない方

※跡地の有効活用には、売却や賃貸、住宅以外の建物等の建築なども含まれます。

7. 交付申請の流れ



8. 申請書等の提出・お問い合わせ先

湧別町 企画財政課 未来づくりグループ（TEL：01586-2-5862）

〒099-6592 紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地

湧別町公式ホームページ：『湧別町 空き家除却』で検索 ⇒ ⇒ ⇒



町ホームページに
移動します。